

特別児童扶養手当 Q & A

Q1. 請求してから、どれくらいで結果が分かりますか？

A.

請求後、3～4か月程度かかります。書類は市町村で受理した後、神奈川県で審査が行われます。

Q2. 結果が出るまで、途中で連絡はありますか？

A.

原則として、審査結果が出てから通知します。審査中に進捗の連絡が入ることは、通常ありません。

Q3. 支払いはいつになりますか？

A.

審査結果が出た時期によって異なります。

定期支払に間に合う場合：定期支払日に支払

間に合わない場合：随時支払

Q4. 随時支払とは何ですか？

A.

定期支払日とは別の日に支払われる方法です。随時支払の場合は、通知書に支払日を記載しますので、ご確認ください。

Q5. 扶養義務者と同居していますが、世帯分離をしているので、所得審査の対象外ですよね？

A.

同居の扶養義務者と世帯分離をしている場合であっても、生計を同一にしていなかったことが確認できない場合、生計同一と推定されるため、所得審査に含める必要があります。

Q6. 審査中に引っ越しや口座変更をした場合はどうなりますか？

A.

必ず速やかにご連絡ください。連絡がないと、通知や支払いができないことがあります。

(裏面に続きます)

Q7. 審査中に仕事を辞めた／収入が下がったらどうなりますか？

A.

審査は、前年（請求日が1月から6月までの場合は前前年）中（1月～12月）の所得を基に行います。審査中の収入変動は今回の判定には反映されません。

Q8. 結果等は電話で教えてもらえますか？

A.

個人情報の関係で、電話ではお伝えできません。通知書でご確認ください。

Q9. 却下（不支給）の場合でも、通知は届きますか？

A.

はい。認定・却下（不支給）にかかわらず、必ず結果通知をお送りします。

Q10. 一度却下になったら、もう請求できませんか？

A.

いいえ。将来、再度請求することは可能です。

Q11. 支給が始まったら、ずっともらえますか？

A.

毎年、8月12日から9月11日までに提出いただく「所得状況届」と児童の障がいの状態に応じて、一定の期間を設けて支給資格を認定する「再診（有期更新）届」の提出が必要となります。

条件に該当しなくなった場合は、支給が停止されることがあります。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までご相談ください。

（担当課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
茅ヶ崎市こども育成部こども政策課 手当給付担当
電話 0467-81-7169）